

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第114号 平成25年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第115号 平成25年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第125号 岩国市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

議案第135号 岩国市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第136号 岩国市立小学校及び中学校施設利用条例及び岩国市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第137号 岩国市公民館条例の一部を改正する条例

議案第138号 岩国市玖珂総合センター条例等の一部を改正する条例

議案第144号 指定管理者の指定について

以上7議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは審査の状況について、御報告いたします。

議案第114号 平成25年度岩国市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、教育費の科学センター費に関し、

委員中から、「科学センターを建設する計画を立ててから、10年以上中断しているが、教育委員会の科学センターに対する考え方や、今後の取り組み、また設備等の充実について」の質疑があり、

当局から、「岩国市においては科学の関心が大変高いと理解しており、将来的には、新しい科学センターがほしいという思いは強くもっている。場所の問題等もあり、すぐには難しい状況であるが、今後、施設の規模や内容等について検討を始めていきたい。古い施設ではあるが、できる限り、必要なものについては充実をさせて、多くの方に来ていただけるような施設となるよう努めていきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決

すべきものと決しました。

次に、議案第125号 岩国市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の審査におきまして、委員中から、「平成20年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がされて5年経過しているが、なぜ今回、今まで教育委員会で行ってきたスポーツ・文化の部門を市長部局で取り扱うこととするのか」との質疑があり、当局から、「地域、市民の活動と併せてスポーツ・文化を一体的に推進し、子供たちだけでなく、高齢者まで一緒になった地域づくり、きずなづくり等につなげていきたい。また、岩国市の特徴としては、市長の公約の中にもある文化芸術創造都市宣言の土台とするためにも、市長部局で一元的に取り扱うほうが有為的である」との答弁がありました。

なお、本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため文書による照会をし、その回答を踏まえて、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号 岩国市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「廃校予定の施設の管理方法、危険家屋となっている施設の撤去計画の必要性について」の質疑があり、当局から、「ほとんどの施設は、地域住民に開放しており、地域の自治会等に鍵の管理を委託している。利活用方法等を検討し、市の施策と整合性をとりながら危険度等を検討し、計画を策定していきたい」との答弁がありました。

また、委員中から、「愛郷心を育むのに言葉は極めて大切であり、ひらがな表記よりも漢字表記のほうが望ましいと考える」ことから、当該条例別表の改正規定中「そお小学校」の「そお」の表記について、ひらがなから漢字に改める修正案が提出されました。

本議案につきましては、まず修正案について、挙手により採決した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

その後、原案について挙手により採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号 岩国市立小学校及び中学校施設利用条例及び岩国市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、討論において、一部委員から、「消費税増税に反対であるため、本議案には反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。